

## 入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成23年3月7日

福島県県北建設事務所長 小幡 雄治

### 1 入札に付する事項

- (1) 買入れをする物品等の名称 青写真単価契約
- (2) 買入れをする物品の仕様及び数量 別紙「内訳書」による
- (3) 契約期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- (4) 納入場所 福島県県北建設事務所

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第660号）第2の規定により入札参加有資格者として認定されている者であること。
- (3) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。
- (4) 福島市内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 過去3年間、官公庁においてこの公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、業務の依頼に対し納期を厳守できる者であること。
- (6) 再委託を行わないこと。
- (7) S X F技術者がいること。
- (8) 福島県の主要CADソフト（BVcad）を導入していること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 平成23年3月15日（火） 午後5時まで
- (2) 提出場所 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県県北建設事務所総務課  
電話番号 024-521-7686

#### 4 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県県北建設事務所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 平成23年3月7日(月)～平成23年3月15日(火)

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月22日(火) 午前11時

イ 場所 福島県県北建設事務所入札室

#### 5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県北建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法 各品目ごとの入札単価が予定価格の範囲内で、各品目ごとの入札単価に予定数量を乗じて得た金額の総額が、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県県北事務所総務課

電話番号 024-521-7686

ファクシミリ 024-521-7980

平成23年3月7日付け公告  
『青写真単価契約』に係る条件付一般競争入札

入札説明書

福島県県北建設事務所

# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件業務委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県県北建設事務所長

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙「内訳書（第 7 号様式）」のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、指名停止者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあつては、仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていないので、応札製品について該当がないことを確認すること。

※別途、福島県出納局ホームページでの指名停止情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に 3 に掲げる事項について証明できる書類を添付して、下記 5 の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

①一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式）、

②過去 3 年間の業務実績を示す契約書の写し

③CADソフト（BvCad）のシリアルナンバー（様式任意）

④再委託を行わない旨の確約書（様式任意）

⑤ SXF 技術者認定証明書の写し

※資格確認通知書送付予定日 平成 23 年 3 月 16 日（水）

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

平成 23 年 3 月 15 日（火） 午後 5 時 福島県県北建設事務所総務課

(2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

平成 23 年 3 月 22 日（火） 午前 11 時 福島県県北建設事務所入札室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

平成23年3月22日(火) 午前11時 福島県県北建設事務所入札室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第6号様式)及び内訳書(第7号様式)に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し

イ 委任状(第8号様式) 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合にこの入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。ただし、落札決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には、入札金額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5で指定する場所及び日時で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)の書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、再度入札に付することができるものとする。

9 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、福島県県北建設事務所長から提出した書類に関する説明を求められた場合は、開札日の前日までの間において、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。また、疑義がある場合は入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により平成23年3月10日（木）まで説明を求めることができる。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は、入場できない。  
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引換え又は撤回することができない。

## 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、当該入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札

- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 郵便による入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 各品目ごとの入札単価が予定価格の範囲内で、各品目ごとの入札単価に予定数量を乗じて得た金額の総額が、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

### 14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

### 15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合には落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を

取り消すことがある。

16 契約条項は、契約書（案）及び福島県財務規則による。

17 当該契約に関する事務を担当する部門は、上記5の（1）と同じである。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (3) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき（当該契約の締結の日から 15 日以内の日を当該期日としている場合に限る。）
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

別記2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間の国（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号に同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき（当該契約の締結の日から15日以内の日を当該期日としている場合に限る。）。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (11) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (12) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

- (13) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (14) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものである時。
- (15) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
- (16) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。

2 (略)

第1号様式

## 入札説明書等に関する質問書

平成 年 月 日

福島県北建設事務所長 様

質問者 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
担当者職・氏名  
電 話 番 号 (      -      -      )  
F A X (      -      -      )

冊子名及び 該当ページ	質 問 項 目	質 問 の 趣 旨 ・ 内 容

- 注) 1 質問書はFAXにより送信した後、必ず電話で着信の確認をすること。  
2 郵送による場合は、速達郵便によること。  
3 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。  
4 冊子名及び該当ページ欄には、「入札説明書」、「仕様書」等の区分とその該当ページを記載すること。  
5 回答の内容は、後日、質問担当者宛連絡するとともに、福島県北建設事務所  
で閲覧する。

第2号様式

## 入札説明書等に関する回答書

平成 年 月 日

様

福島県県北建設事務所長  
(公印省略)

質問項目	質問内容	回答

注) 質問に対する回答は、別途、福島県県北建設事務所でご覧する。

## 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県北建設事務所長 様

(〒 ー ー )

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

印

代表者職・氏名

電 話 番 号 ( ー ー )

F A X 番 号 ( ー ー )

(作成担当者職・氏名 )

平成 年 月 日付けで公告がありました一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件当を満足することを示す書類を添付して、資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 1 参加希望品名
- 2 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者登録について
  - (1) 登録番号 ( )
  - (2) 有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 物品購入（修繕）競争入札参加有資格者にかかる指名停止等の措置の有無について  
有 ・ 無

注) 後日資格確認通知書を送付しますので、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、80円切手を貼った長3号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

第4号様式

(この様式は提出不要です)

## 条件付一般競争入札参加資格確認通知書

22北建第 号  
平成 年 月 日

様

福島県北建設事務所長

先に申請のありました標記の業務依頼に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したので、お知らせします。

記

### 1 入札参加資格の有無

公告日	平成 年 月 日
業務名称及び数量	平成23年度青写真単価契約
本公告に係る入札参加資格の有無	有り                      無し
※入札参加資格がないと認めた理由	

- ※ 1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

第6号様式

入 札 書 (見積書)

金 額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

業 務 名

上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名  
(代理人氏名及び印)

印

福島県北建設事務所長 様

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。  
2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」を記入すること。

## 内訳書

品名	規格	数量	単価	数量×単価
陽画焼付	2 1/2B	5		0
	2B	5		0
	1 1/2B	10		0
	1 1/2A	5		0
	A1	10		0
	A2	5		0
普通紙コピー	2 1/2B	10		0
	2B	10		0
	1 1/2B	120		0
	1 1/2A	10		0
	A1	600		0
	A1→A3	100		0
トレペ第2原図	A1	5		0
	A2	5		0
マイラー第2原図	2 1/2B	5		0
	2B	5		0
	1 1/2B	5		0
	1 1/2A	5		0
	A1	5		0
カラーコピー	A0	600		0
	A1	1,000		0
	A2	500		0
モノクロデータ出力	A0	250		0
	A1	2,900		0
	2A-0	5		0
カラーデータ出力	A0	900		0
	A1	3,300		0
折込	2 1/2B	10		0
	2B	10		0
	1 1/2B	1,900		0
	1 1/2A	5		0
	A1	8,000		0
	A2	250		0
着色	2 1/2B	5		0
	2B	5		0
	1 1/2B	100		0
	1 1/2A	5		0
	A1以下	2,100		0
小計		22,770		0

## 《注意事項》

モノクロデータ出力・カラーデータ出力に関しては主に下記のデータ形式に対応できること。

モノクロデータ出力・カラーデータ出力については、編集加工は含まない。

DWG・DXF (Auto-CAD)

TIFF

doc (Word)

JWW・JWC (JW-CAD)

JPEG

xls (Excel)

BVF

BMP

ppc (PowerPoint)

SXF (SFC, P21)

PDF

第8号様式

# 委 任 状

私は、都合により次の者を代理人と定め下記の事項を委任します。

## 記

平成 年 月 日に執行される「平成23年度青写真単価契約」の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 年 月 日

福島県県北建設事務所長 様

委任者 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名 印

受任者 職名又は住所  
氏 名 印

(本件一般競争入札について、代理人が出席する場合に必要)

(参考様式)

# 確 約 書

平成 年 月 日

福島県北建設事務所長

住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名

平成23年3月7日に公告のありました平成23年度青写真単価契約に係る条件付一般競争入札において下記のことについて確約します。

- 1 業務の全部又は一部の再委託を行わないこと。
- 2 SXF認定の有資格者がいること。(認定証明書の写しを添付)
- 3 福島県認定CADソフトBVcadを導入していること。  
※シリアルナンバー ( )
- 4 過去3年間、官公庁において同等の物品等の納入実績があること。  
(契約書の写しを添付)

(参考様式なので、必要に応じて加筆・修正等していただいて結構です。)

## 青写真単価契約書

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 1 発注品目及び契約単価等 | 別紙のとおり                      |
| 2 契約期間        | 自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日 |
| 3 納入場所        | 福島県北建設事務所                   |
| 4 契約保証金       |                             |

上記業務について 発注者 福島県 を甲とし、受注者 を乙として、次の条項に定めるところにより契約を締結する。

第1条 乙は甲の指示により迅速に納入を行うものとする。

第2条 乙は納入に際し甲の検査を受け検査に合格したものについて納品書、請求書を提出しなければならない。

ただし、請求書の提出は1ヵ月分毎とし、請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額に100分の105(5%は消費税及び地方消費税の額)を乗じて得た金額(円未満切り捨て)とする。

第3条 甲は、前条に基づく請求書の受理日から30日以内に乙に代金を支払うものとする。

第4条 甲は、正当な理由なく前条第2項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払う事が出来ないときは、期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じて当該未払代金に対し、年3.1パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

第5条 甲が検査し不適當な場合は、乙はただちに再調整しなければならない。

ただし、甲の責に帰すべきものと認められる場合、乙は速やかに申し出、甲の指示に従わなければならない。

第6条 甲は次の各号に該当する場合は、契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 甲の指定期日中に目的を完了せず納入が遅延した場合。ただし、事前に甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 乙またはその代理人もしくは使用人等に不正の行為が認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、乙は甲に対して発注書の額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第7条 甲及び乙は、この契約を解除する時は、1ヵ月以上前に申し出なければならないこととする。

ただし、第5条に該当する場合はこの限りではない。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第6条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公平な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項の又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- 三 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同法第66条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- 四 乙が、独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提訴し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 五 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96号の3の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

第9条 乙は、この契約による業務の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第10条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議して別に定める。

第12条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 福島県  
福島県北建設事務所  
所長

乙 住所  
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な